

広島市似島歓迎交流センター指定管理者候補者の公募要綱

1 施設の概要

(1) 施設名及び所在地

広島市似島歓迎交流センター 広島市南区似島町字東大谷182番地

(2) 設置目的

似島の住民が、似島への来訪者を歓迎し、その恵まれた自然環境や貴重な歴史的文化的所産を生かした市民の交流、体験等の活動（以下「交流体験等活動」という。）が行える場を提供する拠点を設けることにより、市民の交流等を促進し、地域の活性化を図るとともに、観光の振興等に資することを目的とする。

(3) 事業内容

- ア 似島における交流体験等活動の拠点としての事業
- イ 地域の活性化及び観光の振興に関する事業
- ウ その他市長が必要と認める事業

2 募集の概要

(1) 募集期間

令和5年3月27日～令和5年6月26日

(2) 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

(3) 管理の基準

ア 休所日 年中無休

（ただし、大浴場棟の大浴場はあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める日、プール施設は12月1日から翌年3月31日）

イ 開所時間

(7) 大浴場棟の大研修室、食堂棟、体育棟、炊飯テラス 午前9時から午後9時まで

(4) 大浴場棟の大浴場 あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める時間

(9) 宿泊棟 使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日の午後2時まで

(エ) コテージ

a 宿泊で使用する場合 使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日の午前10時まで

b 休憩で使用する場合 午前11時から午後2時まで

(カ) プール施設

a 4月1日から6月30日まで、9月1日から11月30日まで 午前9時から午後4時まで

b 7月1日から8月31日まで 午前9時から午後6時まで

ウ 特記事項

申請者から休所日や開所時間の変更について提案を受ける。

(4) 業務の内容等

ア 歓迎交流センターの事業の実施に関すること。

イ 歓迎交流センターの使用の許可に関すること。

（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）

ウ 歓迎交流センターへの入場の制限に関すること。

エ 歓迎交流センターにおける行為の許可に関すること。

オ 歓迎交流センターの特別設備の設置等の許可に関すること。

カ 歓迎交流センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

キ その他市長が定める業務

なお、指定管理者が地域に貢献するものとして実施することを申し出た事業であって、市が適当と認めるものについては、市の事業として委託するなどの措置を講ずる。

ク 特記事項

- (7) 利用料金制を導入する。
- (イ) 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
- (ウ) 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応する。
- (エ) 指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等の引継を行う。
- (オ) 指定期間開始前に必要な使用申込受付や PR 事業などの準備業務について、指定管理者と別途委託契約を締結する。
- (カ) 自主事業として、次の事業を実施する。
 - a 施設利用者への食事の提供事業
 - b 指定管理業務として実施する活動プログラムに必要な資材の調達・提供（実費の徴収）事業

(5) 配置人員

ア 12人を標準とする。

イ 防火管理者の配置

配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。

(6) 指定管理料の上限額（5年間分）

9億4,157万3千円

なお、指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

また、指定期間中に本市事業の実施に当たり、業務範囲の変更が生じた場合は、指定管理料を調整する。

(7) 指定管理料の支払方法

ア 指定管理料は、原則、前金払とする。

なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。

イ 支払は、毎月払とする。

(8) 評価基準

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (7) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目・配点

評価項目	配点
<p>【市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。</p>	5点
<p>【施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 事業の内容及び利用促進策が、基準値を達成するために、具体的かつ効果的なものになっているか。 ② 似島の住民との関係づくりや、似島の住民の活動に対する支援・協力に関する方策等が、具体的かつ効果的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ④ 維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ⑤ 利用料金の設定等は、利用者に対するサービスを考慮したものになっているか。</p>	55点
<p>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	30点
<p>【管理経費の縮減】 ① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。 ② 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点（10点）とする。 ③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。</p> <p>[算式] $\left[\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 10 \text{点} \right] \quad \text{小数点第2位を四捨五入}$</p>	10点
計	100点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 加点減点項目・配点

<p>【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率が2.3%を超えて3.45%未満の場合は4点加点 ② 障害者雇用率が3.45%以上で4.6%未満の場合は7点加点 ③ 障害者雇用率が4.6%以上の場合は10点加点 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点</p>	<p>（ 公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.3%→2.6%」「3.45%→3.9%」「4.6%→5.2%」と読み替える。）</p>
<p>【環境問題への配慮】 ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション2.1を取得している場合は5点加点</p>	
<p>【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点</p>	
<p>【地域貢献度】 ① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。</p>	
<p>上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。</p>	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点する。

※ 【障害者雇用率の達成】については、障害者雇用状況報告書の作成義務がない団体であっても加点対象とする。

※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながるから加点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。

(9) 更新制について（指定期間の延長について）

年度終了後実施する「指定管理者の業務実施状況の評価」の評価結果が指定期間（５年間）の１年目より３年連続して高評価（Ｓ又はＡ）となった場合で、指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合には、１度に限り、非公募による指定管理者候補の選定を可能とする（通算の指定期間は最長１０年間）。

(10) 業務実施状況評価が低評価である場合のペナルティについて

指定期間の１年目より３年目までの間に、２年連続して業務実施状況評価が低評価（Ｃ又はＤ）となった場合は、次期指定管理者候補の公募(当該施設の公募に限る。)に対する応募資格を与えないものとする。更新制の適用により、指定期間を延長した場合は、４年目から８年目までの間に２年連続して、業務実施状況評価が低評価（Ｃ又はＤ）となった場合は、更新後の次期指定管理者の公募に対する応募資格を与えないものとする。